

Title	台湾の家庭暴力防治法における保護命令制度の現状及び問題点－警察機関による制度運用を中心に－
Author(s)	劉, 志剛
Citation	大阪大学, 2024, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/96216
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏名 (劉 志 剛)

論文題名

台湾の家庭暴力防治法における保護命令制度の現状及び問題点
—警察機関による制度運用を中心に—

論文内容の要旨

1、論文の目的

本稿は、台湾の家庭暴力防治法における保護命令制度を検証し、この制度でDV事案を受けた被害者を如何にして保護するかについて検討するものである。

本稿では、保護命令制度の発令と執行に深く関わる機関である裁判所及び警察のDV事案に対する役割と現状を中心に取り上げ、実際の判例や事案分析を通して保護命令制度の成果に影響を与えている問題点を検討し実際にDV事案における保護命令を実行する者として具体的な問題提起や方向性を関連機関に提示し、保護命令の執行効果を促進する手助けとなるような研究を目指すものである。

取り上げる条約は自由権規約や社会権規約などの主要な人権条約の他、女子差別撤廃条約などとする。

2、論文の構成と概要（各章別）

本稿は序章と終章を含めて9つの章で構成される。

序章においては、本稿の目的、対象、本稿の構成及び概要を説明する。

第1章においては、「国際人権条約と女性の権利」について、二度に渡る世界大戦で深刻な打撃を受けた人類の基本的人権を回復させるべく取り組んできた人類の歩みと女性の権利向上の歴史を、第1節の「国際社会における女性の権利保障」と第2節の「台湾における女性の人権条約の進展」の2つに分け説明する。

第2章「台湾における家庭暴力防治法の進展」においては、家庭内暴力、ドメスティック・バイオレンス(DV)、保護命令などの概念と原因について説明し、それまで議題にすら上らなかった家庭内の暴力を1993年に起こった「鄧如雯氏の夫殺害事件」をきっかけに法制化まで押し上げ、更により完全なものにするために法改正が行われた経緯を紹介する。

第3章「家庭暴力防治法における保護命令制度について」においては、保護命令の性質を深く掘り下げ、その制度の種類や救済でき得る範囲及び執行する上での様々な問題を説明する。そして制度面や警察機関が執行を行う上での様々な問題を解決するため、数回にわたり法改正が行われた経緯や、法改正が行われたものの保護命令違反罪を犯す加害者が後を絶たず執行の成果に限りがある現状を取り上げ、「申立て」、「発令」、「執行」の3点から何故そうなるのか原因を分析する。

第4章「保護命令制度の運用における裁判所の役割」においては、裁判官が保護命令事案を審理する際に適応すべき法理及び必要な証拠法則を研究する。裁判官は保護命令事案審理及び発令に決定的な役割を担っており、裁判官のDVに対する態度及び認識は非常に重要で、又被害者の申立に対する意欲にも影響を及ぼす。実際の判例を分析し、裁判官が保護命令を発令する条件、発令した内容、却下する理由及び延長理由などを整理する。

第5章「警察のDV事案における役割」においては、警察のDV事案における役割が変化していく過程や、その中で生じる意識の変化や問題点を検討する。又実際の事案分析を通して警察機関がDV事案をどう処理しているのか、家庭暴力防治法に定められた規定に沿った対応がなされているか、そして保護命令をどう執行しているのか、その現状を説明する。

第6章「警察の保護命令の執行成果に影響を与える要因について実証研究」においては、第5章で取り上げた問題点を性別、階級、役職、年齢、所属部署、職務年数、学歴、DV訓練の時間といった個人基本データに分けアンケートを行い、警察の保護命令執行成果に影響を与える原因を分析する。

第7章「今後の提案」においては、第6章の分析から得られた結果をもとに最優先に取り組まれるべき改善策を提出する。

最後に、終章においては、米国のDV防止法を参考とし欧米の保護命令制度を引用した「家庭暴力防治法」の制定がDV被害者を救済する一定の効果はあると評価できるものの、その発令と執行に深く関わる裁判所と警察の対

応と認識に一致した明確な基準が見られず、不確定要素が多すぎるため本当に保護が必要な被害者に保護命令が発令されていない点を指摘した。

又被害者を救済するためには公権力による介入だけでなく、加害者の更生が不可欠である点を示すとともに、そのためには社会福祉、医療、教育、司法などの機関と連携し、ネットワーク間で協力し共に教育や訓練を重ねなければならないが現状の問題点を指摘し、被害者の保護と加害者の更生におけるネットワーク間での今後の課題を示した。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (劉 志 剛)		
	(職)	氏 名
論文審査担当者	主 査	教授 大久保 邦彦
	副 査	教授 福井 康太
	副 査	准教授 高田 陽奈子

論文審査の結果の要旨

本論文は、台湾の家庭暴力防治法における保護命令制度を検討するものである。特に、保護命令制度の発令・執行に関わる裁判所・警察の役割と現状に照準を定め、本制度の成果に影響を与えている問題点を指摘した上で、その改善策を提示し、保護命令の執行効果を促進する一助となることを目的としている。

本論文は、序章と終章を含め9つの章から構成される。

序章で本論文の目的・対象・構成を説明した後、第1章では「国際人権条約と女性の権利」について、二度の世界大戦で深刻な打撃を受けた基本的人権を回復するための人類の歩みと女性の権利向上の歴史を、第1節「国際社会における女性の権利保障」と第2節「台湾における女性の人権条約の進展」の2節に分けて説明する。

第2章「台湾における家庭暴力防治法の進展」では、ドメスティック・バイオレンス(DV)、保護命令などの概念と原因について説明し、1993年に起こった「鄧如雯氏の夫殺害事件」をきっかけとする法制度上の対応を紹介する。

第3章「家庭暴力防治法における保護命令制度について」では、保護命令の性質を深く掘り下げ、保護命令の種類や救済の範囲、執行上の様々な問題について説明する。また、制度上及び警察機関による執行上の様々な問題を解決するため、数回にわたり法改正が行われた経緯や、それにもかかわらず保護命令違反を犯す加害者が後を絶たず執行の成果に限りがある現状を取り上げ、申立て・発令・執行の3点についてその原因を分析する。

第4章「保護命令制度の運用における裁判所の役割」では、裁判官が保護命令事案を審理する際に適用すべき法理及び必要な証拠法則を検討する。裁判官は保護命令事案の審理及び発令に決定的な役割を担っており、裁判官のDVに対する態度や認識は非常に重要であり、被害者の申立てに対する意欲にも影響を及ぼす。実際の判例を分析し、裁判官が保護命令を発令する条件、発令した内容、却下する理由、延長理由などを整理する。

第5章「警察のDV事案における役割」では、DV事案において警察の役割が変化する過程と、その中で生じた意識の変化や問題点を検討する。また事案分析を通して警察機関がDV事案をどう処理しているのか、家庭暴力防治法の規定に沿った対応がなされているのか、保護命令をどのように執行しているのかについて、その現状を説明する。

第6章「警察の保護命令の執行成果に影響を与える要因について実証研究」では、前章で取り上げた問題点に関するアンケートに基づき、性別・階級・役職・年齢・所属部署・職務年数・学歴・DV訓練の時間などが警察の保護命令執行の成果に影響を与える原因を分析する。

第7章「今後の提案」では、前章の分析から得られた結果をもとに、最優先に取り組まれるべき改善策を提示する。

最後に終章では、防治法の制定はDV被害者に救済につき一定の効果はあったと評価できるものの、その発令と執行に関わる裁判所と警察の対応と認識に一致した明確な基準が見られないために、保護が本当に必要な被害者に保護命令が発令されず、結果として被害者を救済できていない点を指摘する。

300頁を超える本論文は、保護命令制度に重点が置かれているが家庭暴力防治法についての包括的な研究であり、立法史、解釈論のみならず、法社会学的な研究や警察官に対するアンケート調査を基礎とする立法論に及ぶもので、高い評価を与えることができる。また、日本語文献としては他の追随を許さず、新規性が認められる。論旨の進め方や判例の選定については、被害者保護という結論に引きずられている感があるが、審査委員会は一致して本論文が博士(国際公共政策)の学位を授与するに値すると認定した。